

県立図書館館外貸出資料の遠隔地返却手続きのご案内

～県立図書館で借りた資料を市町村の図書館で返却～

広域サービスの一環として、県立図書館から遠隔地にお住まいの利用者の方々を対象に、県立図書館で借りた資料を市町村立図書館で返却できるサービスを実施します。

「遠隔地返却」を利用される場合は、県立図書館の窓口で貸出の際にお申し出ください。

記

1 返却できる図書館

県内の市町村立図書館・図書室です。（県立図書館所在地の山形市立図書館及び市町村立図書館・図書室の分館は対象外となります。）

2 返却できる資料

県立図書館の窓口でお借りになった県立図書館所蔵資料（図書・雑誌）。

ただし、次の資料は県立図書館に直接返却してください。

- (1) 視聴覚資料（CD、ビデオテープ、DVD、カセットテープ等）
- (2) 県立図書館が他の図書館・図書室から借り受けて貸し出した資料
- (3) 大型サイズ又は厚本等のため、専用返却用袋に収納することのできない資料
- (4) その他、県立図書館が直接窓口で返却することが適当と判断した資料

3 利用手続き

(1) 資料を借りる時

- ・資料貸出の際に、カウンター窓口に「遠隔地返却」の希望をお伝えください。「館外貸出資料遠隔地返却申込書」をお渡しします。
- ・当該申込書に必要事項をご記入のうえ、資料とともにカウンター窓口にお申込みください。
- ・貸出処理を受けた後、当該資料とともに返却に必要な「専用返却用袋」及び利用ルールを記載した「カード」をお受取りください。

(2) 資料を返す時

- ・お返しの際は、中身を確認の上、資料が散逸・損傷しないように「専用返却用袋」に収納し、お申込みの時に指定した市町村立図書館・図書室の窓口カウンターに直接お持ちください。（ブックポストには入れないでください。）
- ・同一返却（貸出）日の資料は、一括して返却することとなります。返却期限を守ってお返しください。

4 ご注意！

- ・お申込みの時に指定した市町村立図書館・図書室の変更は、県立図書館に直接返却する場合のほかはできませんのでご承知ください。
- ・市町村立図書館に返却いただいてから、県立図書館へ回送・返却処理をするまでに4日から10日間程の日数がかかります。この間は「貸出中」の扱いになっていますのでご注意ください。

5 お問い合わせ先

県立図書館に直接ご連絡ください。

山形県立図書館 〒990-0041 山形市緑町一丁目2-36 TEL:023-631-2523